

令和元年度徳島県教育委員会教育職員免許法認定講習実施要項

- 1 目的 教育職員免許法に定める免許法認定講習を開設し、特別支援学校教諭の普通免許状を取得させ、もって教育職員の資質の向上を図ることを目的とする。
- 2 名称 令和元年度徳島県教育委員会教育職員免許法認定講習
- 3 指導を受けようとする大学の名称 鳴門教育大学
- 4 開設科目等

免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設科目名	単位	講師	人員	授業日及び時間	審査方法 (レポート期限)	会場
	科目	各科目に含める必要事項	中心となる領域 ----- 含む領域						
特支一・二種免許	特別支援教育の基礎理論に関する科目		特別支援教育の基礎理論	1	鳴門教育大学 教授 高橋真琴	70	8月1日, 2日 9:05-16:30	試験又はレポート (8月16日)	北島町役場
特支一・二種免許 (視覚障害者)	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児,児童又は生徒の心理,生理及び病理に関する科目	視覚障がい児教育総論	1	鳴門教育大学 准教授 高原光恵 広島大学 准教授 氏間和仁	70	8月7日, 8日 9:05-16:30	試験又はレポート (8月22日)	徳島県庁
		心身に障害のある幼児,児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	視覚障害者 -----						
特支一・二種免許 (聴覚障害者)	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児,児童又は生徒の心理,生理及び病理に関する科目	聴覚障がい児教育総論	1	大阪教育大学 教授 井坂行男	70	8月22日, 23日 9:05-16:30	試験又はレポート (9月6日)	徳島県立総合教育センター(大研修室)
		心身に障害のある幼児,児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	聴覚障害者 -----						
特支一・二種免許 (知的障害者)	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児,児童又は生徒の心理,生理及び病理に関する科目	知的障がい児教育総論	1	鳴門教育大学 教授 伊藤弘道 鳴門教育大学 教授 高橋真琴	70	7月22日, 23日 9:05-16:30	試験又はレポート (8月6日)	徳島県立総合教育センター(大研修室)
		心身に障害のある幼児,児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害者 ----- 肢体不自由者 病弱者						
特支一・二種免許 (肢体不自由者)	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児,児童又は生徒の心理,生理及び病理に関する科目	肢体不自由児教育総論	1	鳴門教育大学 教授 伊藤弘道 鳴門教育大学 教授 高橋真琴	70	8月20日, 21日 9:05-16:30	試験又はレポート (9月4日)	徳島県立総合教育センター(ホール・大研修室)
		心身に障害のある幼児,児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	肢体不自由者 ----- 知的障害者 病弱者						

特支 一・二種 免 (病弱者)	特支 科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	病弱児教育総論	1	和歌山大学 教授 武田鉄郎	70	7月25日、 26日 9:05-16:30	試験又は レポート (8月9日)	徳島県庁
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	病弱者 ----- 知的障害者 肢体不自由者						
特支 一・二種免 特支	免許状に定められることとなる 特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	重複・LD等教育総論	1	鳴門教育大学 特命教授 井上とも子	70	8月5日、6日 9:05-16:30	試験又は レポート (8月20日)	徳島県職員 会館
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	重複・LD等領域 -----						

*上記免許状の取得方法については、徳島県立総合教育センターのホームページ (<http://www.tokushima-ec.ed.jp/>) に掲載。

※科目によって事前課題を実施する場合がある。

※職務により受講する者については、これらの開設科目のほかに国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の受講が必要となる場合がある。

5 日程

	8:45	9:05	10:35	10:45	12:15	13:15	14:45	15:00	16:30
第1日	受付・オリエンテーション	講義①②	休憩	講義③④	昼食	講義⑤⑥	休憩	講義⑦⑧	
第2日	受付	講義⑨⑩	休憩	講義⑪⑫	昼食	講義⑬⑭	休憩	講義⑮⑯	

- 備考
- ・第1日 午前8時55分よりオリエンテーションを行う。その時間までに着席しておくこと。
 - ・講義期間(2日間16単位時間)、講習期間(レポート提出まで)
 - ・特別な事情により、講義日程、会場を変更することがある。

6 受講対象者

(1) 職務により受講する者(以下、職務受講者とする)

R1.4.1 に県立特別支援学校に在籍する、主幹教諭、指導教諭及び教諭のうち、「当該教員が担当している学級の主となる障害種に対応した特別支援教育領域の特別支援学校教諭免許状を保有していない者」とする。

ただし、以下の者を除く。

<職務受講対象者から外れる者> (R1.4.1 ~ R2.3.31 の間において、県立特別支援学校で勤務しない者)。

- ・充て指導主事
- ・鳴門教育大学への派遣教員(大学院、長期研修)
- ・産前・産後及び育児休業者
- ・休職者及びその他の休業者(病気療養、海外派遣・同行、大学院就学、その他)

(2) 希望により受講する者(以下、希望受講者とする)

特別支援学校教諭1種・2種免許状取得を希望する者で、徳島県内の国公立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教頭・主幹教諭・指導教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭とする。ただし、養護教諭・栄養教諭については、幼稚園・小学校・中学校・高等学校いずれかの普通免許を所有している者とする。

※ 受講予定者数が定員を超えた場合、次の優先順位に沿って受講者を決定する。

- 優先順位
- ①職務受講者
 - ②幼稚園・小学校・中学校で特別支援学級を担任している教員
 - ③特別支援学校の教員
 - ④特別支援学級を担任していない幼稚園・小学校・中学校の教員及び高等学校の教員

7 受講の方法

- (1) 職務受講者の受講要領は「別添1」の通りとする。
- (2) 希望受講者の受講要領は「別添2」の通りとする。

8 その他

- (1) 受講料は徴収しない。ただし、教材等の実費がある場合は、受講者の負担とする。
- (2) 受講にあたり、希望受講者はサービスを職務専念義務免除（職専免）とするので、その手続きを学校長にすること。
- (3) 受講決定通知は送付しない。受講申込者数が定員を超え、受講できない場合のみ、受講が認められなかった者に通知する。
- (4) 受講日は、印章を持参し出席簿に必ず捺印をすること。
- (5) 研修会場が、徳島県庁・徳島県職員会館の開設科目については、公共交通機関を利用すること。
- (6) 講習期間中の気象警報等の対応は次のとおりとする。
 - ・講習の第1日午前7時の時点で会場地域に特別警報、暴風警報が出ている場合、講習は延期とする。
※状況により、第1日または第2日のみ実施する場合もある。
 - ・講習期間中に台風接近が予想される場合、講習日（第1日または第2日）の前日に延期と判断することがある。
※講習実施の有無や延期等に関する詳細な情報は、講習日の前日午後4時以降に徳島県立総合教育センターホームページで提供するので確認すること。 <http://www.tokushima-ec.ed.jp/>
- (7) この講習等に対する問い合わせは、次のところのこと。

講習に関すること・・・徳島県立総合教育センター特別支援・相談課
電話 088-672-5200 ファクシミリ 088-672-5229

免許状申請に関すること・・・徳島県教育委員会教職員課人材育成担当免許係
電話 088-621-3128 ファクシミリ 088-621-2881

別添 1 職務受講者の受講について

1 職務としての受講の範囲

職務受講者は、原則として当該年度内に担当している学級の主となる障害種に対応した特別支援教育領域の特別支援学校教諭免許状の取得に必要な講座を全て受講する。

2 該当者への通知及び受講講座の決定

職務受講の該当者については、県教育委員会特別支援教育課が学校長に対して該当者の氏名、取得が必要な免許状、受講すべき講座等を通知する。各学校は、該当者が受講する講座名をとりまとめて特別支援教育課に連絡する。該当者は個別に申し込みを行う必要はない。ただし、該当者が必要な単位以外に希望により受講しようとする講座については、「別添2 希望受講者の受講について」によるものとする。

3 欠席届

受講決定後、やむを得ない事情で受講を取消す場合または、講習期間中、やむを得ない事情で欠席をする場合は、速やかに徳島県立総合教育センター特別支援・相談課の認定講習担当まで連絡し、学校長を通じて欠席届を提出すること。

<欠席を認める場合>

- ・基本研修の受講（フレッシュ研修Ⅰ（初任者研修）、フレッシュ研修Ⅱ（授業力向上研修）、ジャンプアップ研修（教職5年次研修）、ミドルリーダー研修Ⅰ（中堅教諭等資質向上研修））
- ・教員免許更新講習の受講
- ・主幹教諭研修、指導教諭研修、教諭等8年目研修、人権教育主事研修会、公立高等学校及び特別支援学校生徒指導主事研修会の受講
- ・産前・産後及び育児休業者
- ・退職者及びその他の休業者（病気療養、海外派遣・同行、大学院就学、その他）
- ・介護休暇、病気休暇、子の看護休暇、忌引
- ・長期研修（特別支援教育総合研究所の短期研修、教員研修センターでの研修）
- ・徳島県立総合教育センターへの派遣にかかる業務
- ・放送大学、他県等の認定講習で必要単位を取得しようとする場合（費用は個人負担）
- ・その他（県教育委員会が欠席理由として適当と判断した場合）

4 成績の審査

当該単位の課題として定められた授業時数のそれぞれ5分の4以上の出席者に対して、試験又はレポートにより審査する。採点は、A・B・C・Dとし、Dは不合格とする。職務受講者で不合格となった者は、原則として次年度に再受講しなければならない。

5 単位修得証明書の送付

単位修得証明書は、県教育委員会特別支援教育課が各特別支援学校長宛に送付する。

別添 2 希望受講者の受講について

1 申込み方法

別紙様式により、学校長がまとめて紙媒体で申し込むこと。併せて、学校長は別添 Excel ファイルに必要事項を入力し、メールでも申し込む。メールの件名は「認定講習・学校名」、添付 Excel ファイル名は「認定講習【学校名】」とすること。

適正な申込みの者について受付をする。受講できない場合のみ、学校を通じて連絡する。

- 備考
- ・申込書は、受講科目ごとに作成すること。（2科目申し込む場合は2枚となる）
 - ・受講者印・校長印のないものは、受け付けない。
 - ・郵送の場合は、封筒表面に「認定講習申込書在中」と朱書すること。
 - ・申込み先

〒 779-0108
徳島県板野郡板野町犬伏字東谷 1-7
徳島県立総合教育センター 特別支援・相談課
E-mail tokubetsushien@mt.tokushima-ec.ed.jp

- ・申込み期限 令和元年6月21日（金）必着（郵送の場合は6月21日消印有効）

2 欠席届

受講決定後、やむを得ない事情で受講を取消す場合または、講習期間中、やむを得ない事情で欠席をする場合は、速やかに徳島県立総合教育センター特別支援・相談課の認定講習担当まで連絡し、学校長を通じて欠席届を提出すること。

3 成績審査の方法

当該単位の課題として定められた授業時数のそれぞれ5分の4以上の出席者に対して、試験又はレポートにより審査する。採点は、A・B・C・Dとし、Dは不合格とする。

4 単位修得証明書の送付

単位修得証明書は、県教育委員会特別支援教育課が各学校長宛に送付する。